

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>9 A - 5 - 2 行政手続法等との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>違法行為等の是正命令、業務停止命令又は解散命令を発出する不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続を適切に実施すること。</u></p> <p><u>また、いずれの場合においても、同法第14条の規定に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意すること。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係</p> <p><u>報告徴収命令、違法行為等の是正命令、業務停止命令又は解散命令を発出する処分をしようとする場合には、行政不服審査法第5条の規定に基づく審査請求ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係</p> <p><u>報告徴収命令、違法行為等の是正命令、業務停止命令又は解散命令を発出する処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p>	<p>9 A - 5 - 2 行政手続法等との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>行政手続法第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第8条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係</p> <p><u>不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係</p> <p><u>取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(以下略)	(以下略)